

令和 8 年 8 月 12 日

令和 8 年熊本地震で被災された個人型確定拠出年金（iDeCo）の 加入者及び中小事業主に対する掛金納付の特例措置について

このたびの令和 8 年熊本地震で被災された皆さまには心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧を心よりお祈りいたします。

さて、下記の通り今回の令和 8 年熊本地震で被災された個人型確定拠出年金（iDeCo）の加入者さま及び中小事業主さまに対して、掛金納付の特例措置を設けましたのでお知らせします。

記

特例措置の内容

1 令和 8 年熊本地震の被災者に対する特例措置

被災した個人型確定拠出年金加入者さまに係る加入者掛金及び中小事業主掛金の納付が困難な場合において、加入者掛金納付及び中小事業主掛金納付を一時停止することができることとし、停止期間中の加入者掛金及び中小事業主掛金を後日まとめて納付することができるようにします。

(1) 掛金納付の一時停止

加入者掛金に関しては「ご本人さま」、中小事業主掛金に関しては「中小事業主さま」からの申出により、掛金引き落としの一時停止を行います。

※ 申出日によっては、引落停止処理が掛金引落日に間に合わない場合がございますので、各受付金融機関へご相談下さい。

(2) 停止期間中の掛金の納付

加入者掛金に関しては「ご本人さま」、中小事業主掛金に関しては「中小事業主さま」からの申出により、一時停止期間中の掛金を後日まとめて納付することができます。

※ 後日まとめて掛金を納付できる期間は、災害その他やむを得ない理由のやんだ日から 2 月以内において国民年金基金連合会が別に定める日までとなります。

2 特例措置の対象

(1) 対象となる地域

熊本県八代市、宇土市、宇城市及び八代郡氷川町

(2) 対象となる方

- ・ (1) の地域に住所を有する個人型確定拠出年金（iDeCo）の加入者
- ・ (1) の地域に住所を有する事業主に使用される個人型確定拠出年金の第 2 号加入者が事業主払込を行う場合、当該加入者
- ・ (1) の地域に住所を有し、中小事業主掛金納付制度（iDeCo+）を実施している

中小事業主

(3) 対象となる掛金

- ・今回の特例の対象となる掛金は、申出日以降に納付日が到来する加入者掛金又は中小事業主掛金（申出日において、既に納付済みの掛金を除きます。）で、国民年金基金連合会が別に定める日の前日までに納付するものとされる掛金とします。

3 ご留意点

- ・各手続きは各受付金融機関へご相談ください。
- ・届書への押印は不要です。

問合せ先

国民年金基金連合会

確定拠出年金部

電話 0570-003-105